

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2024年9月13日	
【会社名】	株式会社モルフォ	
【英訳名】	Morpho, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平賀 督基	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号	
【電話番号】	03-6822-2629(代表)	
【事務連絡者氏名】	コーポレート戦略部副部長 青木 洋	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号	
【電話番号】	03-6822-2629(代表)	
【事務連絡者氏名】	コーポレート戦略部副部長 青木 洋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	149,971,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	94,500株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注1) 本有価証券届出書による募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は、2024年9月13日付の当社取締役会決議によります。

(注2) 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	94,500株	149,971,500	74,985,750
一般募集			
計(総発行株式)	94,500株	149,971,500	74,985,750

(注1) 第三者割当の方法によります。

(注2) 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は、74,985,750円です。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,587	793.5	1株	2024年9月30日		2024年9月30日

(注1) 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

(注2) 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

(注3) 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内にソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社(以下「SSS」といいます。)との間で株式総数引受契約(以下「本株式総数引受契約」といいます。)を締結し、払込期日中に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。なお、本第三者割当増資は、当社とSSSとの間の業務提携とあわせて実施するものであり、当社とSSSとの間で業務提携契約(以下「本業務提携契約」といいます。)を締結します。

(注4) 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内にSSSとの間で本株式総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われないこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社モルフォ 本店	東京都千代田区神田錦町二丁目2番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 春日町支店	東京都文京区小石川1-1-1

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
149,971,500	2,700,000	147,271,500

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用及び登記関連費用等の合計額です。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
研究開発投資	90	2024年10月 5百万円 2024年11月～2025年10月 85百万円
人材投資	57	2024年10月 5百万円 2024年11月～2025年10月 52百万円
合計	147	

(注) 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社取引銀行の口座にて管理する予定です。

本第三者割当増資は、割当予定先であるSSSとの資本業務提携を目的としたものであり、上記表中の資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。なお、以下の詳細及び支出予定時期に変更が生じた場合は、速やかに開示いたします。

## 研究開発投資

今後大きな成長が見込まれる車載カメラをはじめとしたモビリティ領域や、スマートフォンをはじめとしたスマートデバイス領域での応用を目的として、AIを用いた新たな画像認識技術や画質改善技術について、以下の研究開発に関する投資を行う予定です。

- ・車載カメラの状態に応じて周囲映像の画質を向上させるソフトウェアの開発
- ・カメラで撮影される被写体やその距離を高精度にセンシングするソフトウェアの開発
- ・劣悪な撮影環境下において映像の視認性を格段に向上させるソフトウェアの開発

## 人材投資

当社の更なる成長のため、画像処理及びAIを活用した研究開発を行うための研究者の確保並びに質の高いサービス提供を継続するための事業開発力の強化には優秀な人材の確保が必要なことから、新たな人材の採用を目指して採用費等に投資してまいります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社	
	本店の所在地	神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 兼 CEO 清水 照士	
	資本金	4億円	
	事業の内容	半導体関連製品と電子・電気機械器具の研究、開発、設計、生産、販売事業及びこれに関連、附帯する事業	
	主たる出資者及びその出資比率	ソニーグループ株式会社 100.00%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	提出者が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している提出者の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社は、割当予定先に対して、業務委託により役務提供を行っております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、「Rise above what we see, to realize what we feel 人間の目を拡張し、感動に満ちた世界を実現しよう-」をビジョンとして掲げ、テクノロジーによるイノベーションを通じて顧客価値の最大化を目指しております。また生活の利便性向上、安心安全な生活環境の提供、生産性向上の実現による社会問題の解決への貢献に取り組んでおります。

SSSは、ソニーグループ株式会社の100%子会社であり、イメージセンサーを含む半導体デバイス事業を展開しています。イメージセンサーのリーディングカンパニーであり、個人に便利や楽しみを提供するイメージング技術に加えて、新たなセンシング技術を開発・導入することで、人や機械の視覚・認識機能を究極に高めるさまざまなソリューションの展開に取り組んでいます。

当社は、最先端の研究を理論で終わらせるのではなく、それを社会のニーズに適應させ、世の中に生かしていくことを使命としておりますが、投資効果の発現は一定程度の時間を要するという課題を抱えております。また、2023年10月期連結決算における純資産額は3,148百万円、自己資本比率は84.9%と良好な水準ではあるものの、今後の投資資金については回収期間が中長期になることが想定されるため投資期間中における事業運営の安定化のため自己資本の充実と財務の健全性を維持することが重要な課題であると認識しております。このような課題を解消するためには、当社と事業シナジー効果が期待できる企業との間で業務提携とあわせてエクイティ・ファイナンスを行うことが最適であると考え、2022年10月より当社の強みである組込機器向けAI技術に関連する開発の役務提供を行っていたSSSとの間で協業に向けた協議を2023年7月より続けてまいり、今般、事業面と資本面における提携関係を構築することを目的とし、SSSとの間で本業務提携契約に基づき業務提携を行うとともに、SSSに対する第三者割当増資を実施することといたしました。

当社にとっては、SSSとの間で業務提携を行うとともに、本第三者割当増資により調達した資金を当社グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上増加や収益率の向上につながり、当社の企業価値の向上が期待され、一方でSSSにとっては、当社グループのソフトウェア開発との連携により、SSSの事業拡大が見込まれます。今後、SSSが有するイメージセンサー関連の知見及びノウハウと、当社グループの画像処理及びAIに関する技術力や事業開発力を掛け合わせることで、当社の企業価値をさらに向上すべく、SSS及び当社グループの事業面における提携関係の強化・発展に向けた協議を進めてまいります。

d．割り当てようとする株式の数

当社普通株式 94,500株

e．株券等の保有方針

当社は、SSSより、当社株式の保有方針について、本業務提携契約に基づく業務提携の趣旨に鑑み、中長期的に保有する意向である旨を口頭で確認しております。また、当社とSSSとの間で締結する本株式総数引受契約において、本第三者割当増資によりSSSが取得する当社株式(以下「本株式」という。)の譲渡に関して、「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」の 乃至 記載の内容が定められる予定です。

なお、当社は、SSSより、本第三者割当増資の払込みから2年以内に当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、SSSから、本第三者割当増資の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、SSSの預金に関する2024年6月30日時点の残高証明書により、SSSが本第三者割当増資の払込みに要する十分な預金を保有していることを確認しております。これにより、当社としては、SSSによる本第三者割当増資の払込みについての確実性に問題はないものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、日経リスク&コンプライアンスのデータベースによる検索及びSSSに対するヒアリングにより、SSS及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

なお、当社は、東京証券取引所に対して、割当予定先、その役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

当社の普通株式の内容として譲渡制限は付されていませんが、当社とSSSとの間で締結する本株式総数引受契約において、本株式の譲渡に関して、以下の内容が定められる予定です。

SSSは、本業務提携契約が有効に存続する間は、当社の事前の承諾がなければその保有する本株式の全部又は一部を自由に譲渡その他処分することができない。

本業務提携契約終了後においてSSSがその保有する本株式の全部又は一部を譲渡しようとする場合、SSSは、譲渡希望日の18か月前までに当社に書面にてその旨を通知する(以下「譲渡希望通知」という。)。この場合、当社は、譲渡希望通知を受けてから12か月以内に限り、本株式の譲渡に関する希望譲渡先をSSSに通知することができるものとし、当該希望譲渡先の通知がなされたときは、SSSは、当該希望譲渡先との間で本株式の譲渡について誠実に協議を行う。当該通知を受けてから12か月以内に当社が希望譲渡先の通知を行わない場合、又は、SSSが当該希望譲渡先と誠実に協議を行ったにもかかわらず協議開始から18か月以内に合意に至らなかった場合若しくはSSSの譲渡希望日の前日までに協議が整わない場合には、SSSは、当社の事前の承諾なく、譲渡希望通知に記載した範囲の本株式について、自由に譲渡その他処分をすることができる。

当社が本株式総数引受契約又は本業務提携契約に規定する条項のいずれかに違反した場合(当社による表明及び保証の違反を含む。)、SSSは、当社に対して、当該違反の事実を通知するとともに、(当該違反が是正可能であるときにあっては)2週間の期間を定めて当該違反の是正を求めることができる。この場合において、当該通知の受領後2週間以内に当社が当該違反の是正をしないとき(当該違反が是正不能であるときを含む。))は、SSSは、前2項の規定にかかわらず、当社から事前の承諾を得ることなく、保有する本株式の全部又は一部について自由に譲渡その他処分をすることができる。

前3項の規定にかかわらず、SSSは、当社が( )法令に違反する行為(軽微なものを除く。)、( )人権を侵害する行為、又は( )戦争、武力行使や犯罪のための製品や技術の提供を、自ら行い又は積極的に( )から( )のいずれかに関与した場合(かかる行為又は関与につきSSSが合理的に推認できる場合も含む)には、本業務提携契約が有効に存続する期間が否かにかかわらず、その保有する株式の全部について、当社に無償で取得することを求めることができ、当該請求がなされた場合には、当社はこれに応じなければならない。なお、SSSが本項の規定に基づいて本株式の全部を当社に取得させたときは、本業務提携契約は当該取得が完了した時点で終了する。ただし、本業務提携契約に基づく個別の契約であって、当該取得の時点で有効に存続する契約については、別途協議によりその取扱いを決定する。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における払込金額(以下「本払込金額」といいます。)につきましては、SSSと協議のうえ、本第三者割当増資に係る当社取締役会決議日の直前営業日(2024年9月12日)の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値である1,587円と同額といたしました。本第三者割当増資に係る当社取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、取締役会決議日直前の市場価格が現時点における当社の客観的な企業価値を適正に反映していると考えられ、算定根拠として客観性が高く、かつ、合理的であると判断したためです。

なお、本払込金額は、取締役会決議日の直前営業日までの直前1ヵ月間の終値単純平均値1,629円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して2.58%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。)のディスカウント、当該直前営業日までの直前3ヵ月間の終値単純平均値1,703円に対して6.81%のディスカウント、当該直前営業日までの直前6ヵ月間の終値単純平均値1,724円に対して7.95%のディスカウントとなります。

以上を踏まえ、当社は、本払込金額について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付)に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査役3名(うち社外監査役3名)からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本払込金額は割当予定先に特に有利な金額に該当しない旨の取締役の判断について、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、法令に違反する重大な事実は認められず、本払込金額が割当予定先に特に有利な金額には該当しない旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による発行新株式数は94,500株(議決権数945個)であり、2024年4月30日現在の当社の発行済株式総数5,414,000株(総議決権数51,284個)を分母とする希薄化率は1.75%(議決権ベースでの希薄化率は1.84%)となります。

しかしながら、当社としては、SSSとの間で業務提携を行うとともに、本第三者割当増資により調達した資金を当社グループにおける成長事業への投資資金に充当することは、当社グループの売上増加や収益率の向上につながり、当社の企業価値の向上が期待され、ひいては既存株主の利益に資するものであると考えております。

以上より、本第三者割当増資に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割合
平賀 督基	東京都文京区	513,014	10.00%	513,014	9.82%
株式会社デンソー	愛知県刈谷市昭和町1-1	261,800	5.10%	261,800	5.01%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1-4	251,600	4.91%	251,600	4.82%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	179,782	3.50%	179,782	3.44%
BNYMSANV RE GCLB RE JP RD LMGC	BOULEVARD ANSPACH 1, 1000 BRUXELLES, BELGIUM	149,157	2.91%	149,157	2.85%
高井 正美	東京都小平市	138,000	2.69%	138,000	2.64%
中村 得郎	東京都新宿区	130,000	2.53%	130,000	2.49%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区赤坂1-8-1	107,800	2.10%	107,800	2.06%
株式会社ミックウェア	兵庫県神戸市中央区浪花町 5-9	100,800	1.97%	100,800	1.93%
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋 2-4-2	95,300	1.86%	95,300	1.82%
計		1,927,253	37.58%	1,927,253	36.90%

(注1) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年4月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。当社は、2024年4月30日現在、自己株式282,500株を保有していますが、上記の大株主から除いております。

(注2) 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

(注3) 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2024年4月30日現在の総議決権数(51,284個)に、本第三者割当増資により増加する議決権数(945個)を加算した52,229個に対する割合であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期)の提出日(2024年1月31日)以後、本有価証券届出書の提出日(2024年9月13日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年1月31日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

2024年1月30日開催の当社第20回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年1月30日

##### (2) 当該決議事項の内容

議案 監査役1名選任の件

黒住哲理氏を監査役に選任するものであります。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
議案 監査役1名選任の件	33,263	495	2	(注)	可決 98.16

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

##### (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。



(2024年6月17日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、株主名簿にて異動が判明した2024年5月15日以降に遅滞なく提出すべきでしたが、未提出となっておりましたので、今般提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 平賀 督基

### (2) 当該異動の前後に係る当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	5,118個	9.98%
異動後	5,130個	10.00%

(注1) 異動前の「総株主の議決権の数に対する割合」については、当社が2024年1月31日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2023年10月31日時点の総株主の議決権数51,260個を基準に算出しております。異動後の総株主等の議決権に対する割合は、当社が2024年1月31日に提出した第21期第1四半期報告書に記載された2023年10月31日時点の総株主の議決権数51,260個に、2024年3月25日付で自己株式を処分したことによる議決権の増加24個を加算した議決権の数51,284個を基準に算出しております。

(注2) 総株主等の議決権に対する割合については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

### (3) 当該異動の年月日

2024年3月25日

### (4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,783,958千円

発行済株式総数 5,414,000株

## 2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期、提出日2024年1月31日)及び四半期報告書(第21期第2四半期、提出日2024年6月14日)(以下、総称して「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2024年9月13日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年9月13日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 2022年11月1日 至 2023年10月31日	2024年1月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第2四半期)	自 2024年2月1日 至 2024年4月30日	2024年6月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年1月29日

株式会社 モルフォ  
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 本橋 義郎

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 野池 毅

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォ及び連結子会社の2023年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

開発収入に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社モルフォ(以下「会社」という。)は、主に国内外の各種事業者に対してソフトウェア・ライセンスを提供する事業を営んでいる。</p> <p>会社の売上高は、大きく「ロイヤリティ収入」、「サポート収入」及び「開発収入」の3つに区分されるが、当連結会計年度の売上高2,383,343千円のうち開発収入として計上された売上高は1,026,646千円であり、連結売上高の43%を占めている。</p> <p>この開発収入については、取引ごとに契約形態や役務提供の内容が異なることから、会社は取引内容に応じて収益を認識する時期及び金額を判断している。すなわち、会社は開発収入に係る取引について適切な時期に適切な金額を計上するために契約書や検収書等の閲覧及び管理者による承認を行うなど、取引の内容に応じた収益を認識する時期及び金額を判断するための内部統制を整備し、また、運用している。</p> <p>このように、会社は開発収入について内部統制を整備・運用したうえで売上計上を行っているものの、取引に係る収益認識が実態に即して行われているかの判断は複雑であり、この判断が適切に行われていない場合には売上高の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>したがって、当監査法人は、開発収入に係る収益認識の期間帰属及び計上金額の正確性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、開発収入の大部分を占める一時点で収益を認識する取引に係る収益の認識時期及び計上金額の正確性を検証するために、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>開発収入に係る収益認識の期間帰属及び計上金額の正確性に関連する、受注から検収確認を含む売上計上に至る一連の内部統制の有効性を評価した。</p> <p>一定の条件に基づいて抽出した取引について以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取引が実態に即して適切に処理されていることを検討するために契約書を閲覧し、役務提供の内容及び取引の実態について理解した。</li> <li>経営者又は営業担当者に対して納品物(成果物)又は役務提供内容に関する質問を行い、取引ごとの役務提供実績を把握することによりそれぞれの収益認識時期の妥当性について検証した。</li> <li>見積書、請求書、検収書及び入金証憑等の証憑突合を実施した。</li> </ul>

#### その他の事項

会社の2022年10月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は当該連結財務諸表に対して2023年1月31日付で無限定適正意見を表明している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社モルフォの2023年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社モルフォが2023年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2024年1月29日

株式会社 モルフォ  
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 本橋 義郎

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 野池 毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの2022年11月1日から2023年10月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モルフォの2023年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

開発収入に係る収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社モルフォ（以下「会社」という。）は、主に国内外の各種事業者に対してソフトウェア・ライセンスを提供する事業を営んでいる。</p> <p>会社の売上高は、大きく「ロイヤリティ収入」、「サポート収入」及び「開発収入」の3つに区分されるが、当事業年度の売上高1,592,505千円のうち開発収入として計上された売上高は741,193千円であり、売上高の47%を占めている。</p> <p>上記以外は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（開発収入に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。</p>	<p>監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（開発収入に係る収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。</p>

## その他の事項

会社の2022年10月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は当該財務諸表に対して2023年1月31日付で無限定適正意見を表明している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。



- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年6月14日

株式会社 モルフォ  
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 本橋 義郎

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 野池 毅

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社モルフォの2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2024年2月1日から2024年4月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2023年11月1日から2024年4月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社モルフォ及び連結子会社の2024年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して

実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。